

## 第1回さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）制定懇話会議事録

1 日 時 令和2年7月3日（金）午後3時から

2 場 所 さいたま市役所2階特別会議室

3 出席者 【委員】横山座長、新井委員、荒井委員、徳委員、佐々木委員  
佐藤委員、佐保委員、竹山委員  
【事務局】織田市民生活部長、渋谷市民生活安全課長  
山岸市民生活安全課参与、白谷課長補佐兼交通防犯係長  
千葉主事、加藤主事

### 4 懇話会の詳細

議題（1）座長及び座長職務代理の選任について（省略）

議題（2）犯罪被害者等支援に関する状況について（省略）

議題（3）さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）の制定について

（座長）

事前に出ている意見一覧について検討していく。

被害の現場に偶然居合わせたり、犯罪被害を目撃するなどし、家族や遺族の方以外の人でも、極度の精神的ショックを受け、後遺症に悩まされている方もいるが、そういう方たちを支援の対象者に加えることについてどう考えるか。

（委員）

大規模事件を想定している意見ですが、目撃した人となってしまうと、どこまでを支援すべきなのか判断が難しい。

実際、交通事故を目撃して、眠れなくなったとか、食事ものどを通らなくなってしまったという方もいらっしゃる。

自殺を目撃して極度のショックを受けてしまった方からの相談もある。

例えば、医療機関の受診が必要なレベルの方を対象にするのか、相当難しい問題だと思う。

（座長）

PTSD は犯罪を目撃したことで発症することもあるが、必ずしも目撃したものが犯罪でないこともある。

対象者の範囲に目撃者を含めることは、運用する場合にも問題が生ずる。犯罪被害者であった方やその家族に限った方が良い。

性被害の場合、警察に被害届を出したくない方もいるが、「犯罪被害者等」に該当するかはどのように判断したらよいのだろうか。

(委員)

子どもが性犯罪を受けていたが、どこにも声を出すことができなかつた方に埼玉犯罪被害者等援助センターを紹介したことがあるが、市はこうした声を出せない方の掘り起しに力を注いでほしい。

(座長)

名古屋市では、被害事実が客観的に確認できることを対象の要件としており、警察への照会や交通事故証明等としている。

(委員)

警察では届出以外に相談履歴が残るので、県営住宅の入居審査では、届出しなくても履歴で認定したことがある。

届出がなくても相談してもらえれば大丈夫だが、相談していない方をどう救うかが課題。なかには虚偽の方もいる可能性もある。

警察に被害の届出がない場合、どこかの機関に相談した履歴が無いと難しい。

(座長)

被害の届出がない場合、警察または犯罪被害者等援助センターの相談履歴が有力だと思われるが、病院の相談履歴で判断するのは難しいですね。

(委員)

当センターでは、被害者の方と直接お会いし、事実確認の上、ケースワークを行い、支援の可否を判断している。

事実確認は必要だと思う。

(座長)

犯罪被害者等に該当するということは、市からお金を受け取ることに繋がるため、客観性の担保は必須である。

性被害にあったが、ネットで調べたら、警察では根掘葉掘、聞くこともあるとか、警察に行ったら傷ついたなどの書き込みを見て、警察に行くのを躊躇ったとの話を耳にしたことがある。ちなみに、その方は、看護師に勧められ、警察に行ったが、きちんと対応してくれ

たとのことであった。性犯罪の被害者にとって、警察への届出はハードルが高い傾向にあるものの、客観性の担保は必要である。

(委員)

性犯罪だと匿名での相談があるのではないか。匿名になった場合、事実確認もできないのではないか。

客観的に事実確認が証明できた場合、匿名でも救えるのか。

(座長)

市が支給する見舞金等は、匿名だと受け取れないため、市への申請等で、匿名の問題は発生しない。

(委員)

自分の存在を明らかにしない限りは、前に進めないということですね。

(座長)

一般的に現金支給より銀行振込みが多いと思われるので、匿名での支援はありえない。

(委員)

分かりました。

(座長)

条例の骨子では、市内に住居を有するものが、県外や国外で被害にあった場合、支援の対象に含まれるという理解でよろしいか。

(事務局)

そのとおりです。

(座長)

横浜市犯罪被害者等支援条例第10条のように、市内に住所を有しないものが、市内で犯罪被害に遭った場合、住所地の市町村に情報提供等を行うことを条例に盛り込むことは良いと思われる。ただし、その方が在住する市に条例がない場合、実際、どの程度の支援が可能なかわからない。

市外居住者の方の情報提供などの協力ということであれば、お金が発生するものではないので積極的にできることではないか。

骨子-(4)の事業者等の責務に関し、「事件後に必要な各種手続き等について十分配慮する」だけでなく、「被害に係わる刑事等に関する手続きに適切に関与することができるよう」との内容を明記するのはどうか。

(委員)

法的な手続きのために休暇を取得しなければならないなかで、会社によって休暇が取りづらいところもあるので、休暇制度を設けてあれば、本人にも負担が少なくなる。

(委員)

私の場合、6年前に息子を亡くし、起訴までに1年、刑事裁判から民事裁判が終わるまで3年、計4年かかった。

その間、会社で休みを取ることは事実上不可能な状況でも裁判は月1回の単位で進んでしまう。その間に裁判の準備をしなければならないので、仕事と両立しながらやりました。

自分の勤めている会社でも裁判などに関わる休暇など明確な規程がなかったため、有給休暇で取得するしかなかった。

事件後1年でPTSDを発症し、8ヶ月治療を受けていたが、その間週1回は早めに退社し通院していた。

周りの人間は気を遣うが、裁判ということで、公的な休暇を取得したとしても、認められると思いますが、新たに規程を整備してまで休暇を取得する風潮はない。

自分とは別の会社の人にも聞いてみたが、そこまで手厚くするのかという雰囲気があった。

私の場合、なんとか乗り切ることができたが、本来であれば万全の体制を整え、裁判に備えることができれば良いが、今はまだそういう風潮ではない。

(座長)

事業者の責務の中に明記することで、事業者の方が意識するきっかけになる。

(委員)

このような事態で苦しんでいる人間もいるので、企業の意識を変えるという意味で意見を上げさせてもらった。

条例に明文化をすることで、企業等が動くこともあると思う。

この条例の効果を期待している。

(座長)

前向きに検討してもらおうということでよろしいか。

「介護休業請求制度の利用などを円滑に進められるようにするために書類の発行等はでき

ないのか」との点はどうか。

(委員)

自分の会社では、介護休暇とボランティア休暇と医療休暇等があり、柔軟性を持った休暇制度の運用は可能だと聞いたことがある。

(座長)

休暇が取得しやすいように市から何らかの書類や証明のようなものを出してほしいという趣旨か。

(委員)

介護のために休暇が必要なので、与えてくださいではないけど、お願いベース的な申請書類のようなイメージ。

(座長)

条例でなく、要綱に盛り込む内容ではないか。

(委員)

条例には責務についてという形で載せて、要綱で運用について盛り込むのが良いのでは。

(座長)

あったらあったで助かるものなので、要綱で検討すべき事項ということによろしいか。

骨子(5)①相談及び情報の提供等の部分と資料3に絡んでくる点だが、相談及び情報の提供等を行うにあたって総合的対応窓口で専門の相談員を配置し、犯罪被害者等に対する支援を充実させると書かれている。

専門の相談員を置くのであれば、予算を確保し、令和3年4月1日から人材が配置されるようにしないと、条例ができて中身が伴ってないことになるので、同時並行で進めなければならぬ。

総合的対応窓口で専門の職員が必要かという点は、どうか。他市では一般職というところもあるが、犯罪被害者等支援に精通している方でないと二次被害の恐れがあるのではないかという不安がある。

(委員)

せっかく良いものを設置しても、窓口に来れないこともあるから、気軽に立ち寄れる場所というような周知が必要。

条例制定後、犯罪被害者等への支援内容を周知すべき。

(座長)

犯罪被害者のための窓口があることをもっとアピールすべき。「防犯・交通」だと、防犯は犯罪を防ぐという話なので、犯罪被害者からすると自分は防犯のレベルの話ではないので行かないのではないかと。「犯罪被害者支援課」のような分かりやすい名称の部署がないので、被害者は相談にいかない。

分かりやすい窓口がなければ、折角、いい条例ができたとしても周知はうまくいかない。

弁護士でも、さいたま市のどこの課が犯罪被害者支援を扱うのか分からなかったこともあるので、一般市民の方がわかるはずがない。

(委員)

犯罪被害者の立場として、さいたま市役所の窓口で相談するという視点はなかった。

警察から事件の連絡を受け、1ヶ月半ずっと警察が窓口だった。

事故が悪質だったので、刑事事件になるだろうということですぐに弁護士を立てたが、母が体調を崩し困っているとき、犯罪被害者等援助センターの存在を知り相談したがその時点で4ヶ月経過していた。

警察から10ヶ月後に起訴するので、事情聴取に来てくれと連絡があったが、その間に市役所などに何らかの支援を求めるといった視点はなかったし、何かをしてもらえるという感覚もなかった。

(座長)

息子さんを亡くされた後、行政的な手続きをしなければならなかったと思うが、何か所かで、同じことを繰り返し説明しなければならず大変だったとか、嫌な思いをされたことはなかったか。

(委員)

嫌な思いはしていないが、亡くなられた方に対する手続き一覧を渡され、保険の手続き、年金の手続きなど様々な手続きを行った。

犯罪被害者等支援のための一括窓口としてのトータルケアという形は私の頭の中にはなかったもので、さいたま市は埼玉県内でも中核的な存在であり、リーダーシップを取っていく必要がある。

政令市の中では、後発。パイオニアではない。

後追いだからこそ、小さくてもいいから支援を行い、2年続ければ何か回り始めるのではないかと。

さいたま市が動かないと、事務局には頑張っていたきたい。

私の場合、特に困ったことはなかったですが、これが高齢の方や独り身の方だとつらいという感覚はした。

(委員)

さいたま市の窓口ですが、各区役所に手続きをお願いしたくてもそれぞれの課に連絡する必要があるので、区役所に専門的な窓口を整備していただきたい

(座長)

さいたま市役所だけではなく、各区役所にも総合的対応窓口を設置した方が良いということか。

(委員)

各区役所には専門職の方がいなくても良いが、相談窓口がないと行けない。

(座長)

少なくとも総合的対応窓口が必要ということですね。  
専門かどうかはともかく、知識がある人が良い。

(委員)

さいたま市に限らず、市町村で犯罪被害者窓口ですという掲示のあるところはない。  
市役所は訪問しても、ホームページ開いても、犯罪被害者支援の担当課にたどり着くまですごい時間がかかり、分からないので電話で聞いてしまうこともしょっちゅうある。  
どこの役所も犯罪被害者支援の対応窓口はここですという掲示をしているところがなく、付き添い支援をしても不安なのでこうしたところも見直してほしい。

専門の相談員を置くことは非常に良いが、被害者の方の声を聴くと、異動があってあの人は良かったけど人が変わったらもう全然ダメという声をよく聞く。

行政の仕組み上、仕方がないのかもしれないけど、その人がいなくなっても引継ぎをしつかりしてもらいたい。

(委員)

総合的対応窓口のプレートは全国に配布したものなのか。

(座長)

埼玉県が県内の市町村に配布した。

(委員)

窓口を設置することは義務付けていないのか。

(委員)

総合的対応窓口のプレートについては、埼玉県から各市町村に設置のお願いをしており、埼玉県のホームページには、犯罪被害者等支援の窓口となる各市町村の担当課を掲載している。

(委員)

入間市役所で初めて設置されているのを見たが、狭山市役所には設置されていなかったもので、置いてくださいとちゃんとお願いするしかないのでしょうか。

(委員)

設置の義務付けまではしていない。

(委員)

役所に行ったときにあるのとないのとでは違うので、さいたま市では条例化に合わせて必ず置くようにしてほしい。

(座長)

置いている市町村もぼつぼつ増えてきている印象があるが、横にして置いているところと縦にして置いているところがあり、縦に置いた方が見やすい。ただ、そもそもその窓口にたどり着けなければ意味がない。

役所の総合窓口などで、例えば防犯・交通安全課（犯罪被害者支援担当）と名称をきちんとつけて確認できるようになればわかりやすいので、さいたま市は考えてほしい。

(委員)

1階の総合窓口では「窓口がない」という方がほとんど。

(座長)

市民の方は、手続きでは市役所には来ないで区役所に行くので、各区役所の窓口についても同じように考えなければいけませんね。

専門の相談員（骨子-（5）①）は置く方向で前向きに進めていただきたい。

また、窓口をわかりやすくする点も検討してほしい。

続いて骨子一（５）② 経済的支援についてのところだが、見舞金だけでは足りないのではないか。

税金の支払いの分納を認めるなど、経済的負担の軽減を図るために必要な支援も必要でないか。税金の免除はできないとしても、分納という対応は市レベル、条例レベルでも対応できると思う。

経済的負担を軽減するために必要な支援について、みなさんの意見を伺いたい。

（委員）

分納していたものを一括で請求を求められたことに驚いたが、実際被害に遭い支払いが困難になったところで分納を認めないということが納得いかない。

さいたま市も条例を作るのであれば、検討していただきたい。

（座長）

税金の徴収担当は、犯罪被害者であっても納税義務があるのであれば徴収するという姿勢。縦割りである。

横の繋がりがあれば、犯罪被害者であっても関係ないということは無くなると思うので、条例あるいは要綱に盛り込むことを前向きに検討すべき。

次に、未成年者の性被害防止の啓発、教育的措置を盛り込んだ支援策を盛り込むべきとの点だが、条例にどう盛り込むかである。

資料３の④の啓発の中で何をどうやって行くかの議論になると思うので、条例の中ではなくてもよいと思う。

次に、雇用のための具体的な支援が必要との点、具体的にどうするかはなかなか難しい。事業主に配慮を求めるしかないか。

（委員）

あるケースでは、一人息子を殺害されたことが原因で夫婦が破綻してしまう。

当初、仕事と自助グループの両立ができず、精神的にも不安定となり、職場でもいじめに遭ってしまうが、職場を辞めるわけにはいかず、すごく大変な思いをしている。

犯罪被害者等支援として精神的な病を患う方の指導も必要になるが、想定外のことも起きてくる。

(座長)

先生の所には雇用関係で苦しんでいる患者さんはいらっしゃいますか。

(委員)

会社の方で理解していて、休暇を認めているところもある。

本人自身、罪悪感を抱えてしまっている方もいる。

いつまでもこのままじゃいけないと思っていて苦しんでいる。

(座長)

治療中に会社に居づらくなってやめてしまう方もいますか。

(委員)

そうなりそうな方もいるが、いなくなってしまうと考えてしまう方もいる。

自分は埼玉県でも犯罪被害者等支援に関わっているのだが、埼玉県とさいたま市の関わり、役割等を説明いただけませんか。

(座長)

事務局は、埼玉県とさいたま市の関わり、役割について、どのような認識で進めているのか。

(事務局)

埼玉県と連携しながら、犯罪被害者等支援を進めていく考えはあります。

埼玉県も条例はありますが、今回はさいたま市が定める条例なので、さいたま市として特化したものを盛り込めればと考えています。

(委員)

どこまでが埼玉県でどこまでがさいたま市という分け方はあるのか。

(事務局)

さいたま市の条例では、市民の方が対象、埼玉県の条例では、県民の方が対象になります。

(委員)

そのうちはっきりしてくるということだね。

(委員)

埼玉県条例では、埼玉県民全体に対することで、さいたま市も含めて、今の段階では調整をさせていただいている。

さいたま市は、市として条例を整備しても、埼玉県との関係性は変わらない。

例えば、市として被害者の方のためのワンストップ支援センターを整備するとなると埼玉県との調整は必要になる。

今の段階では他市町村と同じ63市町村の内のひとつという関係です。

(座長)

骨子(6)の意見の反映についてだが、見直しの時期を決める必要があるのではないか。

(一同)

決めた方がよい。

(座長)

条例の運用を始めてから、もう少し広げる必要性が出てきたり、使いにくさなど出てくるものなので見直しは必要だと思う。

1年、2年、3年だと、何年くらいが適当か。1年だと実績はまだ出ず、3年だと遅すぎるので、2年に1度は見直しを行うのが良いのではないか。

行政は人事異動で担当者が替わるので、あらかじめ見直しの期間を決めておけば、誰が担当になってもやらざるを得ない。前向きに検討してもらうことで良いか。

(委員)

条例と要綱の関係性がよくわかっていないが、要綱の方はもっと高い頻度で見直す必要があるのではないか。

(座長)

要綱は改正できるが、条例は議会案件になる。

要綱は融通が利くが、一方でとても重要なものなので、要綱の改正等を行う場合、議論が必要。

要綱の見直しについては、2年に1度では遅いと思われるが、運用が始まってからでないとわからない部分もある

(委員)

さいたま市の犯罪被害者等支援要綱は制定から変更していないので、見直して欲しい。

(座長)

では、条例施行前に被害にあった方に対する支援についてどうするか。

条例は、施行日を基準とし、施行日以後に発生した犯罪が対象となるのが一般的である。

法律の不遡及については、例えば、刑法の場合、それまで処罰しなかったものを遡及させてやっぱり処罰しますとするのでは、不利益になるから遡及はしないとしている。

しかしながら、犯罪被害者支援条例については、不利益とはならないので、その点で遡及させることは構わないと思うが、ただ、遡及させることが適切なのかの議論が必要であり、また、遡及させる場合、遡及の期間とともに、その対象者となる犯罪被害者の方たちにどう伝えるのかという問題もある。

遡及することにより生ずる問題を避けるため、他市の場合、施行日からと明確に規定しているのだろう。みなさんのご意見はいかがか。

(委員)

このようなケースを行政では把握できるのか。なかには、言い出さない、手を上げない人もいる。

(座長)

令和3年4月1日の施行日以降であれば、埼玉県警察、埼玉県、埼玉犯罪被害者等援助センター等の関係機関で相談を受けている場合などは、各機関が被害者支援条例があることを被害者に伝えることで、支援を利用することができると思う。

過去に被害に遭った方を調べるわけにもいかず、なかには、事件を忘れた方もいらっしゃるのでは、掘り起こすわけにもいかない。他方で、手を挙げた人だけや、たまたまこのことを知ることができた人だけが支援を受けられるのも問題がある。

ただ、3年前から条例制定を要望し続けてきた立場からすると、もっと早くから条例制定に着手していれば、救えた方も多数いたのではないかと思ってしまう。そう考えれば、遡及も認めたいところ。ただ、条例の遡及については、やはり難しい問題が多数ある。

(委員)

遡及が可能だとして、年数に寄ってしまう。

事実確認も取れるかどうかわからない。

例えば、施行から何年前以内って付けるのは問題ありますか。

(座長)

年数を設けて、例えば3年とした場合、その根拠がないし、3年1ヶ月前に被害に遭った人との違いが示せない。

すぐ結論が出せるものではないので、皆さんご検討いただいて、私自身ももう少し調べてみる。

時間の関係上、細かいところは飛ばしてしまうが、生活保護との関係は検討しなければならない。

「生活保護では医師による診療以外のカウンセリングは医療扶助対象外となっており、希望する場合の費用は自己負担となっている。これについて生活保護業務の観点から、生活保護受給中の犯罪被害者がカウンセリングを希望する際の費用をさいたま市条例による生活保護法外援護の対象に追加することを検討してはどうか」との意見がある。

生活保護を受けていない犯罪被害者であれば受けられるものが、生活保護を受けている犯罪被害者の場合、いわゆる収入認定になってしまう可能性がある。

警察庁のホームページに掲載されていたが、厚生労働省において、生活保護受給者が犯罪被害者等給付金を受給した場合、自立更生のために充てられる額については、収入認定しないことにしているほか、地方自治体から聴取した意見を踏まえ、犯罪被害者等特有の特別な事情が認められれば、裁判やカウンセリングに係る費用等は、収入認定から除外することが可能であることを地方自治体に通知しているとあるので、一律収入認定になるわけではないようである。

生活保護の担当者が変わることで、収入認定されてしまったりすることがないように、条例若しくは要綱で明確化する必要がある。

#### (委員)

生活保護については、政令市は県と別のマニュアルを設けているが、県では国の手引き、問答集、マニュアルなどにより、国や法律で定めた以上に出せるものがあることが、県のマニュアルで定められている。

政令市では、別のマニュアルがあるので、そこに何等かを明記すれば、できると思うのですが、これはさいたま市で検討していただくこととなります。

#### (座長)

生活保護に関するマニュアルについて、情報はなにかあるか。

#### (事務局)

生活保護法援護対象外とは、例えば、出産費用とか、中学校の制服とか、生活保護費のなかで全額支給されないものについて、市として認められれば、差額分を生活保護受給者に支給しても、収入認定しない取り決めがあるようです。

今回の条例制定にあたり、これに該当させるのか、一方で厚生労働省通知に基づく取扱いにするのかは、今後担当課と協議した上で、決めることであり、何等かの手段は取れるもの

と思われます。

(座長)

実際、自立更生の観点から考えれば、カウンセリングを受けることによって、働けるようになり、家の中からなかなか出られない状態から外に出られるようになることで、就職活動できるという点を考えれば、生活保護からの自立になるので、カウンセリングは必要だと思う。こうしたものを収入認定から外すことでできなくはないと思うので、検討していただきたいと思う。

今後、庁内関係課に意見聴取する機会があるとのことなので、ぜひ調整をしていただき、必要によっては、その課のマニュアルを変えればいい話だと思う。

次に、資料3の②の日常生活支援の4つ目の「犯罪被害により住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的に避難が必要になられた方の住居や新たな住居に転居するための費用」の部分だが、読み方として、この「費用」がどこにかかるのか。

(事務局)

一時的避難が必要な方には、すぐに避難しなければならないことになるので、ホテルとかの宿泊費用と、あと犯罪等の現場になるなど、同じ場所に住めなくなった場合の引っ越しに係る費用である転居費用ということです。

(座長)

実際の支援では、お金だけで足りるか。避難先も準備してもらいたい話になるか。

(委員)

両方必要ですね。

(座長)

ホテルに泊まれるお金があれば、一時的な避難はなんとかできるのかなっていう気もするが、どうか。

(委員)

最近、相談等のなかで転居先を教えてくださいという人がおり、自分で物件を探せないほど動けない人がいるので、埼玉県に協力を依頼し、一時避難用の県営住宅を確認してもらうなどしてもらっています。

とりあえず一時宿泊はできたが、その後、引っ越ししなければならない場合、物件探しに間に合わないとか、民間のアパートやマンションの場合、敷金礼金などの費用がかかるため、その費用も足りないとか、場所と費用、両方の提供があるといい。

(座長)

条例の骨子は、費用負担だけですよね。

(委員)

やはりスピード感がどうなのかっていうところですよ。埼玉県警察の場合、埼玉犯罪被害者等援助センターとは、連携が取れているため、急な対応など、互いに融通を利かせることもできますが、市とすぐにそのようなやりとりができるのかっていうところもある。

例えば、民間の賃貸住宅の空き部屋情報をもっていて、すぐに使える部屋を把握している状況があれば助かります。お金を出すことは良いかもしれないけど、いろいろな手続きが必要な場合に、果たして間に合うのかということもあるので、金銭面だけではなく、実際の避難先も確保できていた方が良いでしょう。

(委員)

他の条例だと、民間のシェルターに移ったときの費用負担まで明記した条例が明石市か横浜市かにあったが、条例に詳細まで明記する必要があるのかは議論が必要。

但し、犯罪被害に遭われた方に聞いたことがあるのは、一次、二次と複数回、転居せざるを得なくなってしまった場合、一回目の費用は支給できるけど、二回目の費用は出せないよと、一回避難しているから市としての支援は済んでいる。となってしまうと、対象者が困ってしまうので、複数回転居するときの考え方も検討しておく必要がある。

(座長)

明石市は、一時的な住居の提供があり、横浜市では、神奈川県が実施している緊急避難場所の提供を受けている場合、必要に応じて2泊分の延泊を提供している。埼玉県はないですよ。

(委員)

やっていないですね。

(委員)

埼玉県内の地域によっては、住宅ソーシャルワーカーがいて、物件探しの手伝いとかを含めて、住宅支援の援助を行う人がいます。

埼玉県内の全市町村には居ませんが、さいたま市には住宅ソーシャルワーカーがいます。

住宅ソーシャルワーカーがいるところには、物件探しなどで協力してもらっていました。

以前、住宅ソーシャルワーカーに協力依頼した際、物件に住むことがあり、生活も安定し

た例もある。

(座長)

そうすると、お金だけではなく、住居の提供もしなくてはならないので、住居を確保しておかないとならない。明石市は確保しているということですね。

(委員)

市営住宅の空き状況を確認しながら確保している。

(座長)

さすがに全部埋まることはないでしょうから。

(委員)

そこに住むのも1年も2年もってわけではないですからね。

(座長)

お金のことだけでなく、住居の提供も含めた方がよいので、前向きに検討してもらおう。

次に、「カウンセリングなどの保険対象外の医療の支援」ですが、一般的にカウンセリングの期間や回数、時間について、いかがでしょうか。

(委員)

基本的にはすごく長期になります。費用面では支援に限界があるでしょうから

(座長)

神奈川県では5回まで無料、横浜市では10回までですけど、先生の感覚では全然足りない感じですか。

(委員)

全然足りないですね。カウンセリングの最初の段階では、1セッション50分以上かかりますが、そういう費用の支援があれば本人も助かると思うし、治療の継続に繋がると思います。

(座長)

カウンセリングは時間なのかもしれないが、やはり最初の方は頻繁に通院しなければならないし、お金がかかるという感覚ですよ。

時間が経てば、今まで1ヶ月に1回のカウンセリングが3か月に1回とか徐々に減っていくということですよ

治療の初期にきちんとお金が出るというのは大切だが、どこで費用的な支援を止めるのかの判断が難しい。支援の費用も限度があり、どのぐらいで良いかわからない。

(委員)

私の場合、PTSDと診断されたが、アメリカの認知行動療法の治療に参加したので、費用負担はなかった。

頻度でいうと、週1回なので月4回位、それが約8ヶ月間で計30回以上、その後、経過観察でテストを受けたのが3回程度ありました。全部でだいたい30～35回位参加したので、中度のPTSDでもそれぐらいは必要と思われる。10回では全然足りない。

(座長)

どこかで切らざるを得ないが、回数、期間どちらが重要か。

(委員)

結局、継続してケアしていくには最初の時期が大事である。そのあとも永遠に繰り返し実施していかなければならないし、ひとりでは済まないこともある。

(座長)

精神的被害からの回復に関する支援は、さいたま市としても力を入れたいところであり、短期では効果がない、ある程度の期間なり回数が必要だと思うが難しい。

(委員)

埼玉県警察では、1万円ですが、精神病に係る費用の補助制度が始まって2年、最初は3回で1万円だったのですが、1回の費用が安い方もいるので、回数制限をなくして、上限1万円になっています。金額で区切るのもありなのかなと思います。

(座長)

回数や期間ではなく金額でという意見もでたが。

(委員)

一步を踏み出させるっていう意味であれば、まずは受診を喚起させるという意味では、金額で区切っても良いのかな。

(座長)

犯罪被害者にとって、お金の面は大きいのではないかなと思う。実際、被害者の方と接していて、病院によっては、第三者加害行為だからと保険を使ってくれないところがあったりし、結構高い金額だから、調子悪いけど我慢しようとして病院に行かなかったという話も聞く。

やはり、先生もおっしゃるとおり、最初が大事で、メンタルだけではなくどの部分でも最初が大事だと思う。ある程度これを出しますとなれば、見える安心感になるかもしれない。

(委員)

なかには最初の何回かは来るが途中で来なくなってしまう人もいるが、医療機関ではフォローすることができないので、関係機関と連携して情報を共有しておく必要がある。

(座長)

カウンセリング1回当たりで1番高い費用はどのくらいになるのか。

(委員)

カウンセリングルームでは1万円ぐらいするところもある。

(座長)

確かに、消費税込みで11,000円という金額を聞いたことがある。

やはり、今後は金額で検討する必要があると思われる。

最後になるが、何かお気づきの点はあるか。

(委員)

交通事故に遭われて亡くなられた方の加害者側が生活保護受給者で自賠責に加入しておらず、自分の収入を上乗せして払うことを拒んでいるというものだったが、弁護士を通じて取り立て、さらに損害賠償の金額を返せという交渉を重ねているという方の話を聞いているが、かなり長い期間で精神的にもかなり大変だったようだ。

明石市では損害賠償請求の債務を受取り、肩代わりをして、取り立てをしている。経済的な余裕がない加害者もいるので、行政がそうした取り立てをバックアップするというもの。

(座長)

裁判で損害賠償請求し、判決が下り、債務名義で強制執行はできるが、そもそも財産がない人から回収はできないので、ただの紙切れになってしまい、10年経過したら効力もなくなってしまう。

大きな事件だと、10年以上加害者が刑務所に入ってしまうため、財産のない加害者から

回収することはできない。そのため、最初から諦めて裁判を起こさない人もいるが、そもそも回収できなくても、その罪の重さを知ってもらうために、あえて裁判を起こして、紙切れになったとしても、裁判をやりたいという方もいる。

明石市では、債務名義まで得た場合、何千万という債務名義を得たとしても300万を限度として、市が被害者遺族に支払い、その分を市で回収する内容。ただ、実際には、回収できないのではないかと思われる。

明石市では、数年前の時点では、実際に使われたケースはないとの話を聞いた。これがさいたま市でもできるのかと言えば、お金が必要な問題なので、すごくハードルが高い。

弁護士としては、きちんと回収してあげたいという気持ちはあるが、限られた予算であることを考えると、犯罪被害者等支援としては、日常生活支援やカウンセリング費用などを優先すべきと思う。

日本弁護士連合会では、国で犯罪被害者庁をつくり、しっかりと取り立てを行うべきとの議論をしている。スウェーデンの補償庁のようなものが出来ればと思っているが、そうしたことは国がやるべきこと。

明石市はすごいと思うが、これをやることで本当に必要なカウンセリングの費用とかにお金が回らなくなるのであれば、今はまだやるべきではないというのが、私の考えだが、みなさんはいかがか。

(委員)

それができたら理想。

(委員)

経済面や実生活における支援という意味では、優先順位は低いですが、感情面からすれば加害者は普通の生活に近い形なのに、自分だけこれだけ被害を受けているということを感じながらも、取れるものも取れない苛立ちを強く感じている。

実質的な優先順位は低いかもしれないが、それで苦しんでいる方もいる。これが犯罪被害の特徴のひとつであると思っている。

センセーショナルな動きをしないと広まらないと思う。優先順位が高いもので、政令市がまだ、やっていないものを立ち上げるぐらいのことをしないと、マスコミも騒がないし、我々もモチベーションが上がらないので、あえて言わせていただきたい。いかにアピールを外にしていくか、ひとつ起爆剤が欲しい。

(座長)

周知という側面からも、マスコミが報道したくなるようなものを作った方が良いと思う。

明石市ができるのであれば、できないことではないと思うが、見直しをしながらできることもある。

実際、予算もどれぐらい必要なのかもわからないので、運用してから幅を広げていくこともできるのではないかと。

(委員)

損害賠償請求はあくまで案であり、さいたま市として独自で何かできることがないのかという問題提起です。

(座長)

今日いろいろ話した中で、次回までに考えるべき点があったかと思います。あとで議事録を共有することと、委員の発言にあったようなことなど、何かできることがないかそれぞれ検討していただいて、8月7日に議論ができればいいと思います。